

大府市下水道事業経営戦略

(令和6年度～令和15年度)



令和6年3月
大府市下水道事業

はじめに

本市の下水道は、昭和 43 年に事業着手以降、市街化区域を中心として、計画的に整備を進めてまいりました。下水道の整備によって、生活環境は改善し、公衆衛生も向上いたしました。さらには浸水の防除によって、市民の生命や財産が守られるとともに、河川やため池などの公共用水域の水質保全も図られております。

汚水整備については、平成 26 年度をもって概ね面整備が完了いたしました。現在は、雨水整備として、集中豪雨や大規模地震に対応するための浸水対策や地震対策に積極的に取り組んでおります。また、老朽化対策においては、令和元年度に「大府市公共下水道ストックマネジメント計画」を策定し、投資の優先順位付け、平準化等を行い、計画的に施設の改築・更新を実施しております。

下水道事業経営については、令和 5 年 4 月に地方公営企業法を全部適用し、経営・資産等の状況を正確に把握することにより、さらなる下水道事業の経営基盤の強化に取り組んでおります。

しかし、今後は、既設下水道管やポンプ場の老朽化に伴う改築・更新費用の増加や、生産年齢人口の減少、節水機器の普及等による使用料収入の緩やかな減少等が見込まれております。さらに、最近の物価高騰などの社会情勢の変化により、下水道事業を取り巻く経営環境は、一層厳しさを増しております。

これらの状況を受け、更に多様化する利用者ニーズにも柔軟に対応し、下水道サービスを将来にわたって持続的・安定的に提供していくことができるよう、「大府市下水道事業経営戦略」を改定いたしました。

この「大府市下水道事業経営戦略」に基づき、未来に繋がっていく市民生活に不可欠な事業として、安定した経営を目指してまいりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

令和 6 年 3 月



大府市長 岡村 秀人

目次

第1章	経営戦略の概要	1
1	経営戦略策定の趣旨	
2	経営戦略の位置付け	
3	経営戦略の計画期間	
4	下水道事業に関連する持続可能な開発目標（SDGs）	
第2章	下水道事業の概要	3
1	事業の沿革	
2	事業の現状	
3	使用料の概要	
4	組織の概要	
5	これまでの主な経営健全化の取組	
6	経営の現状分析	
	（1）経営比較分析表を用いた現状分析	
	（2）更なる検討比較	
第3章	経営の基本方針	17
第4章	投資・財政計画（収支計画）	18
1	投資・財政計画（収支計画）の改定に当たっての説明	
	（1）投資的経費についての説明	
	（2）財政についての説明	
	（3）投資的経費以外の経費についての説明	
2	投資・財政計画に未反映の取組や今後検討予定の取組	
3	投資・財政計画（収支計画）	
第5章	経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	29
	【資料】	
	用語集	30
	（注1）本文中で「*○○○」となっている用語は、用語集に記載があります。 （表示は、見出し等以外の用語の初出箇所のみ。）	
	（注2）グラフ等の「H○○」、「R○○」、「20○○」表記は、全て年度です。	

第1章 経営戦略の概要

1 経営戦略策定の趣旨

下水道の整備により生活排水の水質が改善され、生活環境の保全及び※浸水防止等が図られ、市民の生命や財産と水環境が守られることから、下水道は安全で快適な社会環境に必要な不可欠かつ基幹的なインフラ（※社会資本）となっています。しかし、下水道を始めとするインフラ施設は、その多くが高度経済成長期に建設されており、今後、多くの自治体が、既設下水道管の老朽化に伴う※改築・※更新を行うこととなります。

さらに、全国的な人口減少や節水機器の普及に伴う使用料収入の減少等が進みつつあり、下水道事業を取り巻く経営環境は厳しさを増しています。

このような状況の下、本市の下水道事業は、将来にわたって安定的に継続していくために、令和元年6月に「大府市下水道事業経営戦略」を策定しました。

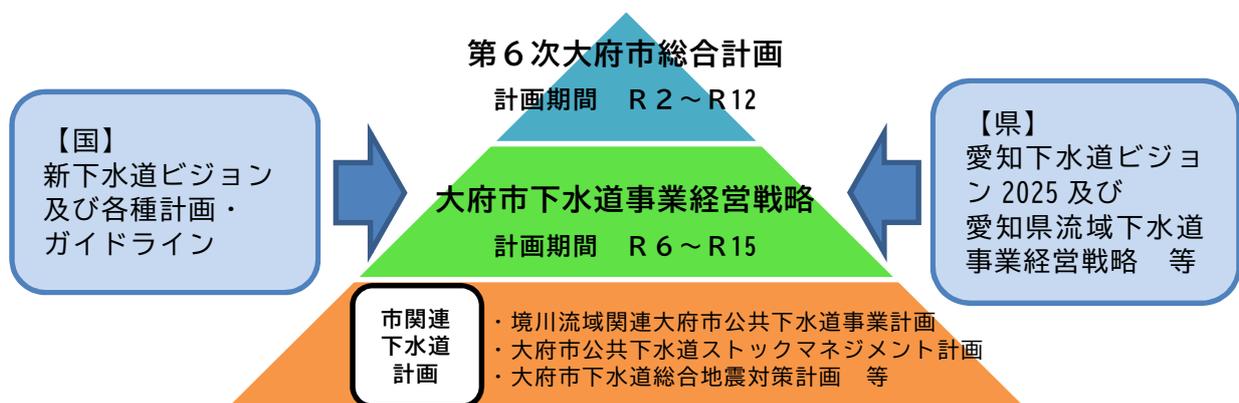
現在、経営戦略の改定について、※総務省から令和7年度までの実施を要請され、さらに、国土交通省所管の※社会資本整備総合交付金等の交付要件や重点配分対象要件にも追加されており、経営基盤の強化や財政マネジメント向上において、経営戦略の重要性はより高まっています。

本市の下水道事業においても、令和5年4月1日に地方※公営企業法を※全部適用したことに伴い、物価高騰などの様々な社会情勢の変化に伴う投資・財政計画（収支計画）の見直しや、令和2年度から令和4年度までの経営状況のモニタリングを踏まえた実効性のある計画とするため、本経営戦略を改定しました。



2 経営戦略の位置付け

本経営戦略は※第6次大府市総合計画に掲げる下水道事業に関する施策を実現するため、大府市※公共下水道※ストックマネジメント計画や※境川流域関連大府市公共下水道事業計画等の下水道事業に関連する計画との整合を図り、経営の基本方針及び投資・財政計画（収支計画）を定めるものです。



3 経営戦略の計画期間

本経営戦略の計画期間は、令和6年度（2024年度）から令和15年度（2033年度）の10年間とします。これは、総務省から10年以上の計画を策定することが求められていることを前提としつつ、中長期的な視点から経営健全化のための事業に取り組むためのものです。

4 下水道事業に関連する持続可能な開発目標（SDGs）

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



本市の下水道事業においても、SDGsの目標達成に向けて市が果たし得る役割にも留意しながら、本経営戦略の施策を展開するものとします。

大府市下水道事業に関係するゴール



第2章 下水道事業の概要

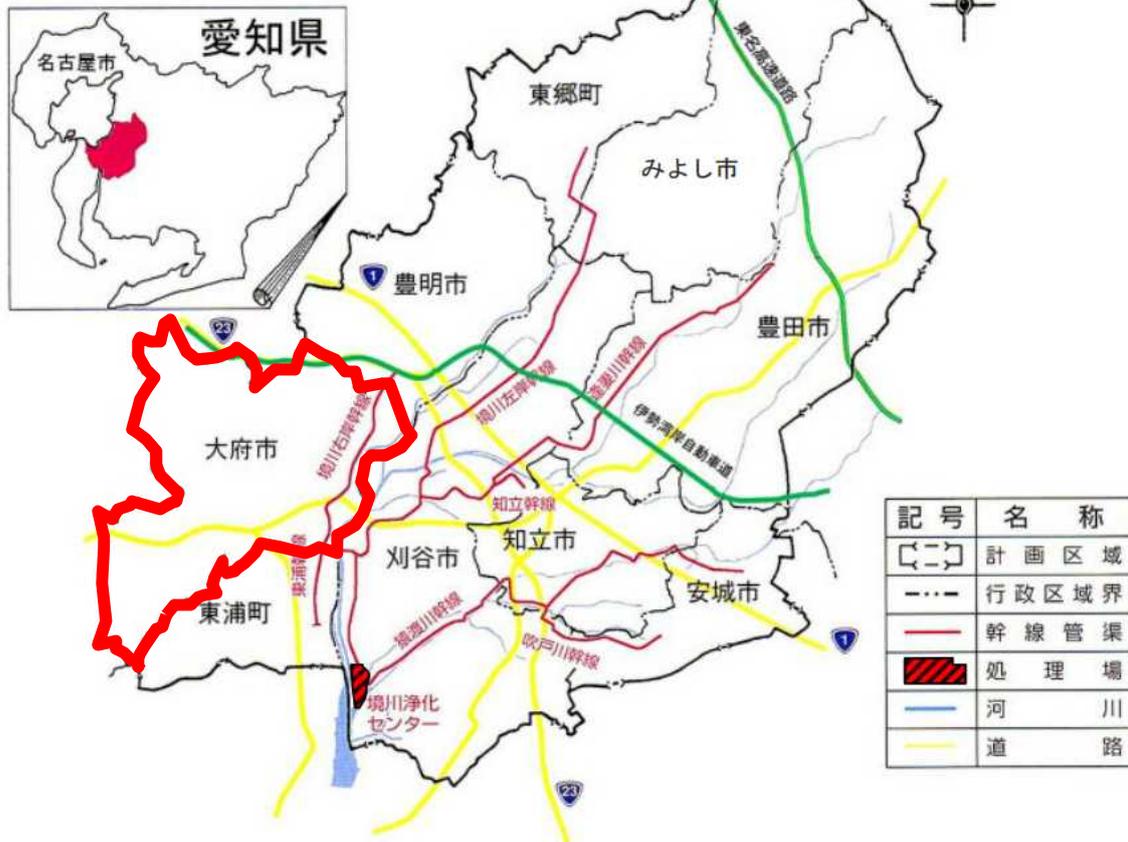
1 事業の沿革

本市の下水道事業は、昭和 43 年に※単独公共下水道として※基本計画を策定し、※都市計画決定、※事業認可（事業計画）を得て事業に着手しました。昭和 46 年に愛知県下で初めての※流域下水道である「矢作川・境川流域下水道（境川処理区）」の都市計画決定がなされたのを機に、本市も境川流域下水道の※流域関連公共下水道として基本計画を見直し、昭和 48 年に都市計画決定及び事業認可（事業計画）を受け、事業に着手し、平成元年度に※供用開始しました。その後、投資効果の高い人口密集地である※市街化区域を中心に、整備を計画的に実施し、※汚水整備については、平成 26 年度をもって概ね完了しました。一方、下水道事業の経営については、令和 2 年に下水道事業の経営・資産等の状況を正確に把握し、経営基盤を強化するため、地方公営企業法を※財務適用（一部適用）し、公営企業会計に移行しました。そして、令和 5 年には、下水道事業の更なる機動性・効率性の確保を目指し、地方公営企業法を全部適用しました。

事業の経緯

和暦（西暦）	経緯
昭和 43 年（1968 年）	単独公共下水道として事業に着手
昭和 48 年（1973 年）	境川流域下水道の関連公共下水道に変更
平成元年（1989 年）	公共下水道供用開始
平成 4 年（1992 年）	※農業集落排水供用開始
令和 2 年（2020 年）	地方公営企業法財務適用（一部適用） 農業集落排水事業を廃止し、公共下水道事業に統合
令和 4 年（2022 年）	下水道使用料改定
令和 5 年（2023 年）	地方公営企業法全部適用

境川流域下水道計画図



(「境川流域下水道」(愛知県) から作成)

2 事業の現状

本市は、平成 12 年 9 月東海豪雨や平成 20 年 8 月末豪雨を始めとした集中豪雨により、多くの浸水被害を受けました。特に東海豪雨では境川・猿渡川流域で甚大な浸水被害を受けたことから、河川管理者、下水道管理者及び流域内の地方公共団体が連携を強化して浸水対策を実施するため、「特定都市河川浸水被害対策法（平成 15 年法律第 77 号）」に基づき「※境川・猿渡川流域水害対策計画」を策定しました（平成 26 年 3 月）。本市の雨水整備（計画）も「流域水害対策計画」の計画目標である 10 年確率降雨（63 mm/hr）に対応するため、浸水対策の更なるレベルアップを目指しています。

また、近年は大規模地震が頻発しており、下水道施設が被災し、汚水・雨水の排水機能が失われた場合は、住民生活に多大な影響が生じます。本市の地震対策は、兵庫県南部地震（阪神淡路大震災）を契機に平成 9 年に見直された下水道施設の耐震設計に沿って下水道施設の建設を進めており、平成 9 年度以前に整備した施設についても、平成 23 年度から計画的に地震対策を実施しています。

さらに、これまでに整備した施設の老朽化の進行により、改築・更新費等の増加が想定されることから、令和元年度に「大府市公共下水道ストックマネジメント計画」を策定し、投資の優先順位付け、平準化等を行い、計画的に施設の改築・更新を実施しています。

今後は、※生産年齢人口の減少、節水機器の普及等による下水道使用料収入の減少が見込まれ、事業を継続することが困難になることも視野に入れる必要があります。現状の※一般会計に依存した経営状況からの脱却等の対応が急務となります。

表：大府市の現状と課題

現状	課題
<ul style="list-style-type: none">・事業着手より 50 年が経過しています。・汚水整備は、概ね完了しています。	<ul style="list-style-type: none">・経年劣化による老朽化対策や※維持管理費等の増加が見込まれます。
<ul style="list-style-type: none">・雨水整備は、10 年確率降雨に対応した整備を進めています。	<ul style="list-style-type: none">・ゲリラ豪雨等に対応した雨水整備が必要ですが、時間と費用がかかります。
<ul style="list-style-type: none">・地震対策を計画的に実施しています。・※重要な幹線等における※耐震化は、概ね完了しています。	<ul style="list-style-type: none">・大規模地震に対応した対策が必要ですが、全ての下水道管路の耐震性を確保するには、時間と費用がかかります。
<ul style="list-style-type: none">・一般会計からの※基準外繰入金に依存した経営状況となっています。	<ul style="list-style-type: none">・一般会計からの基準外繰入金の収入割合が高いため、新たな財源確保方策の検討や費用の削減が必要です。

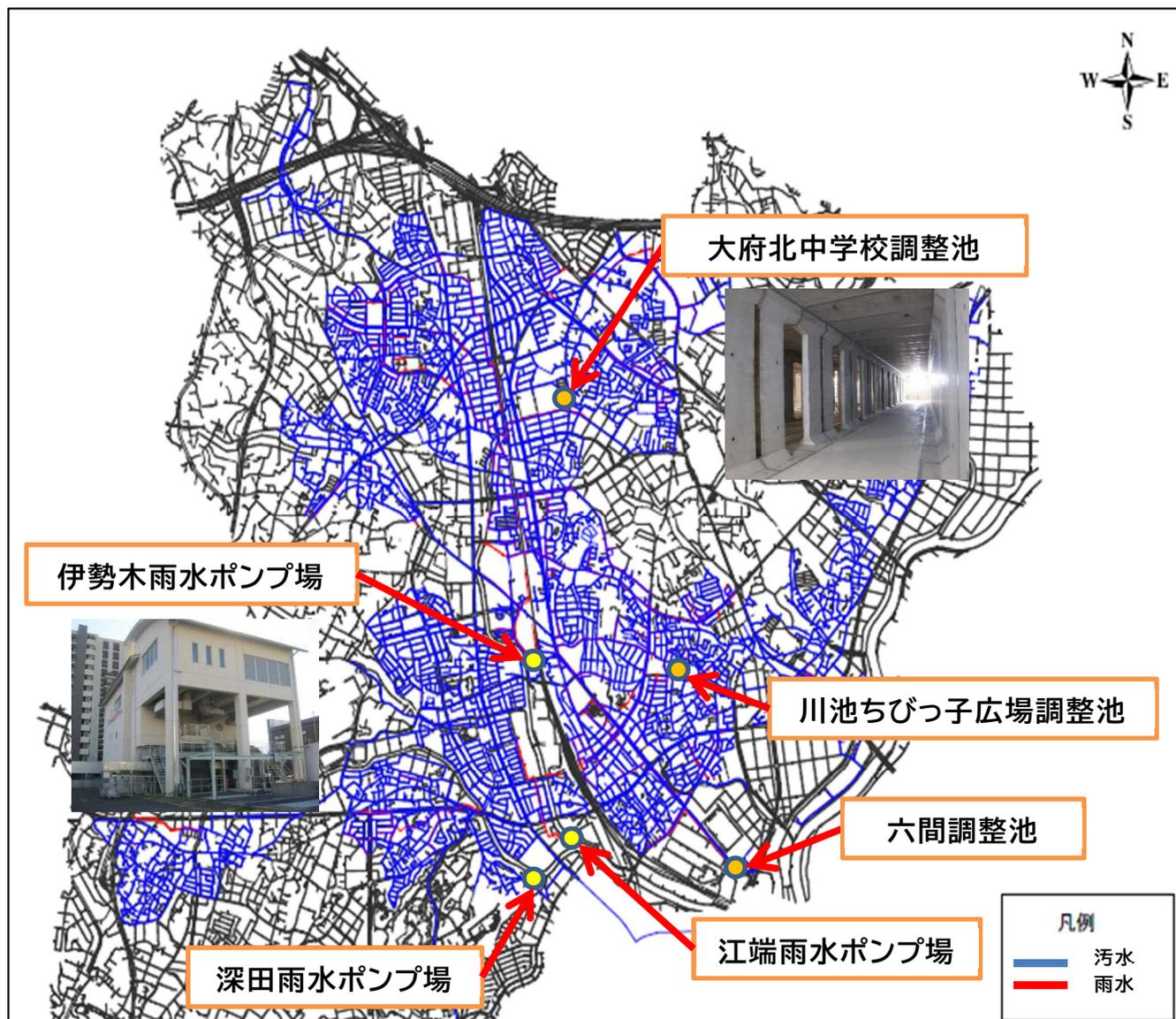
表：汚水処理の状況 令和5年3月31日現在

供用開始年度	平成元年4月1日
法適（全部・財務） ・非適の区分	法適 （令和5年4月1日全部適用）
処理区域内面積	1,297.5ha
流域下水道等への 接続の有無	有（境川流域下水道）
行政人口	92,892人
処理区域内人口	78,669人
※下水道接続人口	73,941人
※水洗化率	94.0%
※下水道普及率	84.7%

表：施設の状況

※処理区域	7処理分区（大府、横根、森岡、北崎第1、北崎第2、北崎第3、北崎第4）
※処理場	境川浄化センター（愛知県所有）
※ ^{かんきよ} 管渠延長等 （令和4年度末）	管渠：汚水 約357km、雨水 約44km （排除方式：※分流式）
雨水ポンプ場	3箇所（供用開始年度：昭和63年度（江端P）、平成12年度（深田P）、平成16年度（伊勢木P））
※マンホールポンプ	44箇所（汚水41箇所、雨水3箇所）
浸水対策施設	4箇所（稼働年度：平成27年度（川池ちびっ子広場※調整池）、平成28年度（川池バイパス水路）、平成30年度（六間調整池）、令和4年度（大府北中学校調整池））

大府市 下水道施設図（管渠等）



雨水ポンプ場一覧		
名称	所在地	計画排水量
江端雨水ポンプ場	月見町四丁目 92 番地	6.149 m ³ /秒
深田雨水ポンプ場	森岡町七丁目 73 番地	0.764 m ³ /秒
伊勢木雨水ポンプ場	柎山町一丁目 172 番地	4.015 m ³ /秒

雨水調整池一覧		
名称	所在地	貯留容量
川池ちびっ子広場調整池	若草町一丁目 260 番地	V = 600 m ³
六間調整池	大東町二丁目地内	V = 3,400 m ³
大府北中学校調整池	東新町三丁目地内	V = 2,480 m ³

3 使用料の概要

(1) 現状

本市の下水道使用料体系は、供用開始した平成元年度から改定していませんでしたが、経営の安定性確保や市民全体の公平な受益の観点から、令和3年12月議会において、令和4年10月1日と、令和7年4月1日の2段階の下水道使用料改定を決定しました（改定率：1段階目約9%、2段階目約11%）。この改定により、今後10年間で一般会計からの基準外繰入金が削減され、さらに、汚水処理に要する費用を、どの程度下水道使用料で賄っているかを表した指標である経費回収率も改善されます。

(2) 使用料体系の概要・考え方

一般家庭用及び業務用と区別せず、※基本使用料に※従量使用料を加えた※二部使用料制をとっています。また、公共性の高い公衆浴場については、特別な使用料体系をとっています。

〈料金表：1月につき（税抜き）〉

令和5年4月1日現在

区分	基本使用料 (1月につき)	従量使用料（1月につき）			
		排出量	使用料（1立方メートルにつき）		
一般用	750円	10立方メートルまで	5円		
		10立方メートルを超え 30立方メートルまで	85円		
		30立方メートルを超え 50立方メートルまで	100円		
		50立方メートルを超え 100立方メートルまで	115円		
		100立方メートルを超え 500立方メートルまで	130円		
		500立方メートルを超え るもの	160円		
		公衆浴場用 (入浴料金の 統制額の適用 を受ける浴 場)	375円	一般用で算定した額の2分の1	
		臨時用(工事 その他一時使 用するもの)	1立方メートルにつき 210円		

4 組織の概要

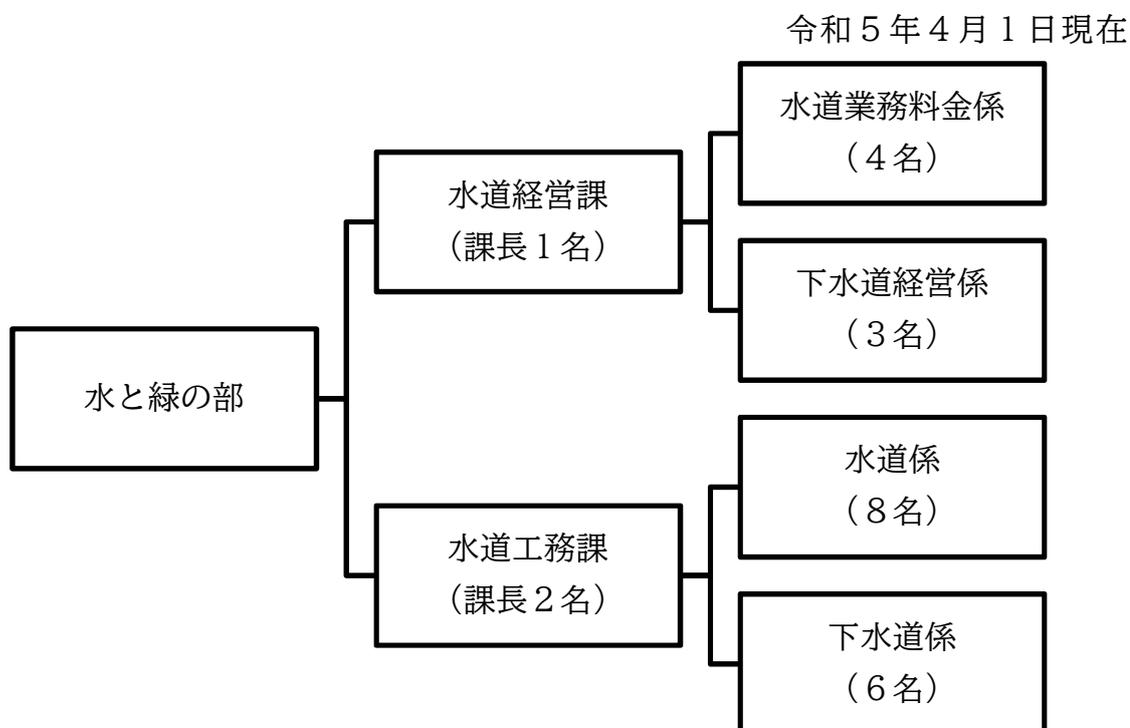
(1) 職員数

令和5年4月1日現在、下水道事業職員は11名です（水道経営課長1名、水道工務課長1名、技術系（下水道係）6名、事務系（下水道経営係）3名）。

所属	職名	事務職員	技術職員	合計
	水道経営課		1（課長）	0
	下水道経営係	3	0	3
水道工務課		0	1（課長）	1
	下水道係	0	6	6
合計		4	7	11

※効率的な業務体制の構築に努めていますが、災害時に迅速かつ的確に対応できるように、※下水道BCPを継続的に見直し、適正な人員を確保する必要があります。

(2) 組織体系



※令和3年度より、水道事業と下水道事業を、経営部門である水道経営課と工事部門である水道工務課に再編しました。

5 これまでの主な経営健全化の取組

下水道事業として、経営健全化のために、次のような取組を行っています。

(1) ※広域化・共同化・※最適化に関する取組

広域化・共同化については、県流域下水道の各浄化センターから発生する汚泥の共同処理により、汚泥処理にかかる負担の軽減を図っています。また、排水設備指定工事店の新規登録・更新等の事務を共同化することで人件費の削減に努めています。

最適化については、令和元年度末をもって農業集落排水事業を廃止し、公共下水道事業へ統合しました。

(2) 民間活用に関する取組

民間活用については、雨水ポンプ場、マンホールポンプの運転管理の民間委託や、下水道使用の開始・中止及び検針業務を、同種の業務を民間業者に委託している大府市水道事業に委託することで、人件費の削減や業務の効率化を図っています。また、※PPP/※PFI(※ウォーターPPP等)についても、国や県の動向を注視し、研修等に参加しています。

(3) 地方公営企業法の適用

資産を含む経営状況を把握した上で、中長期的な視点に基づく計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上等に取り組むため、令和2年4月に地方公営企業法の財務適用(一部適用)を実施し、さらに、令和5年4月に全部適用を実施しました。

(4) 資産活用の取組

※土地・施設等利用(未利用土地・施設の活用等)については、下水道事業所管の用地を占有及び使用してもらい、下水道施設占有料及び行政財産目的外使用料を収入にしています(令和4年度決算額:892,832円)。

(5) 投資の平準化

令和元年度に策定した大府市公共下水道ストックマネジメント計画により、投資の優先順位付け等を行い、令和4年度から江端雨水ポンプ場の老朽更新工事を進めています。設備ごとに更新時期をずらすことで、年間の投資規模の平準化に取り組んでいます。

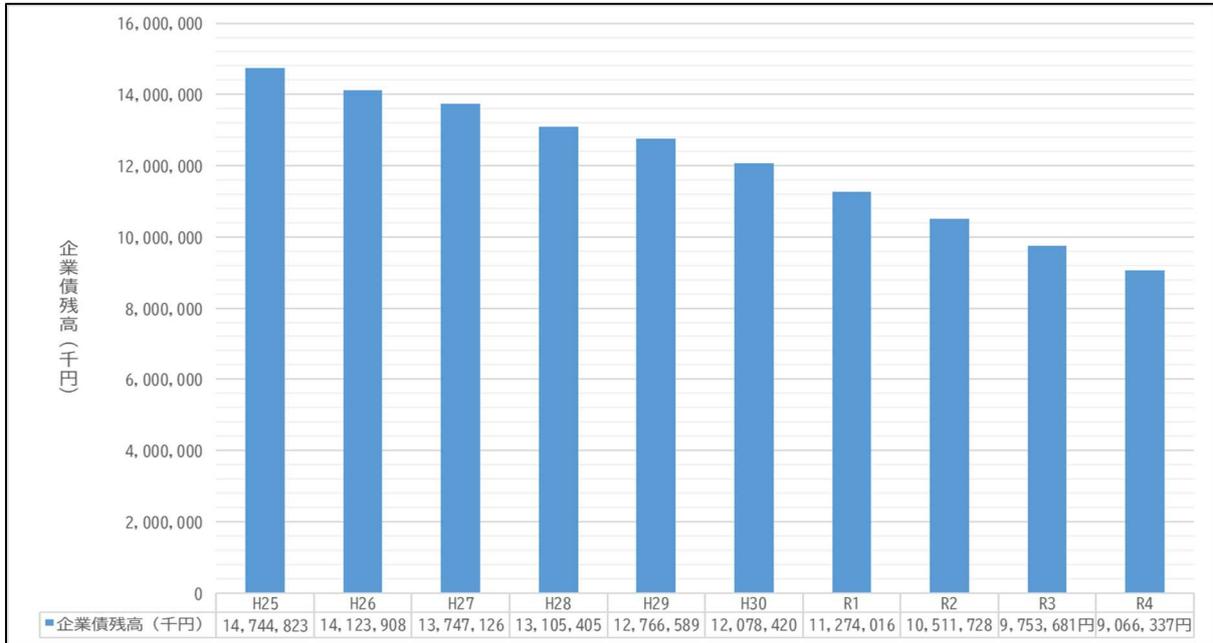
(6) 国庫補助金の有効活用

国庫補助金を有効活用し、建設財源の確保に努めています。

(7) ※企業債の借入額の適正化

企業債残高を削減するため、新たな企業債の借入額が、既借入企業債の償還元金を上回らないように借入を行っています（平成25年度末：約147億円→令和4年度末：約91億円）。

グラフ：企業債残高の推移（H25～R4）



(8) 下水道使用料の改定

一般会計からの基準外繰入金を削減し、適正な使用料収入をもって自立かつ安定的な経営を目指すため、令和3年12月議会において、令和4年10月1日と、令和7年4月1日の2段階（改定率：1段階目約9%、2段階目約11%）の下水道使用料改定を決定しました。

(9) 下水道接続の推進と滞納整理の取組

正職員による市外滞納整理の実施及び普及推進員（会計年度任用職員）による未接続家屋所有者への普及推進活動（戸別訪問等）をすることで、下水道使用料収入の増加を図っています。

(10) 下水道使用者の理解促進・情報共有への取組

市公式ウェブサイトの充実、イベントへの参加、工事説明会等を通じて、下水道に対する広報及び理解促進に努めています。また、下水道への興味・関心を持ってもらうため、カラーマンホールの設置や、マンホールカードの配布、マンホールグッズの作成・販売を行っています。

6 経営の現状分析

(1) 経営比較分析表を用いた現状分析

経営状況等を示す経営指標を用いた他自治体との比較や経年比較を行うため、「経営比較分析表」を公表しています。令和3年度決算の経営比較分析表については、次のとおりです。

(ア) 経営の健全性・効率性

① *経常収支比率 122.94% (目指すべき方向性「↑」)

経常収支比率は100%以上であり、単年度収支は黒字ですが、一般会計からの基準外繰入金に依存しているため、今後も経営健全化に努めていきます。

② *累積欠損金比率 0% (目指すべき方向性「↓」)

累積欠損金比率は、純利益を計上しており、0%を維持しています。

③ *流動比率 63.22% (目指すべき方向性「↑」)

*流動負債のうち企業債償還金の比率が大きく、*流動資産で流動負債を賄っていません。現在は償還額を超えない範囲での借入を行っており、徐々に改善されていく見込みです。

④ *企業債残高対事業規模比率 1,011.64% (目指すべき方向性「↓」)

企業債残高対事業規模比率は1,011.64%となっており、全国平均、類似団体平均とともに上回っています。現在は償還額を超えない範囲での借入を行っており、企業債残高は減っていく見込みです。

⑤ 経費回収率 59.15% (目指すべき方向性「↑」)

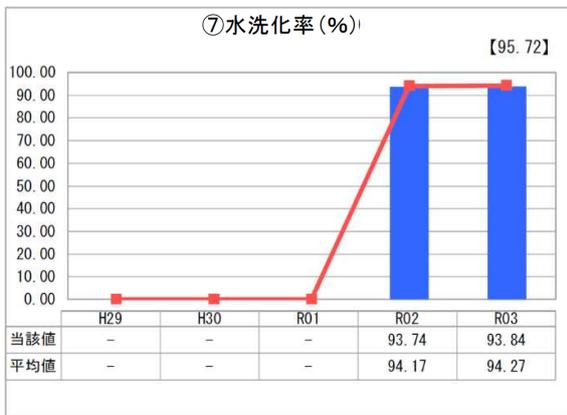
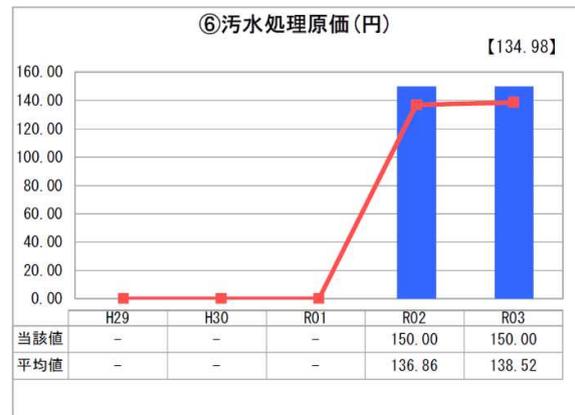
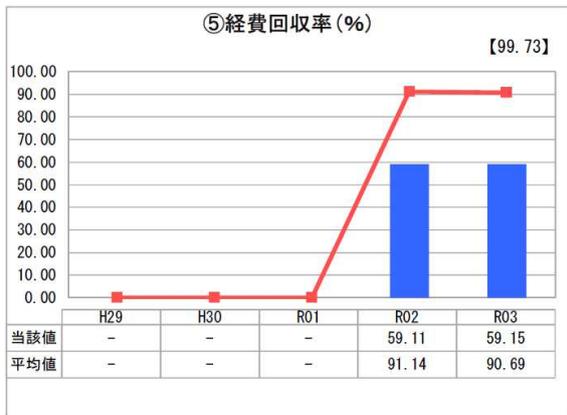
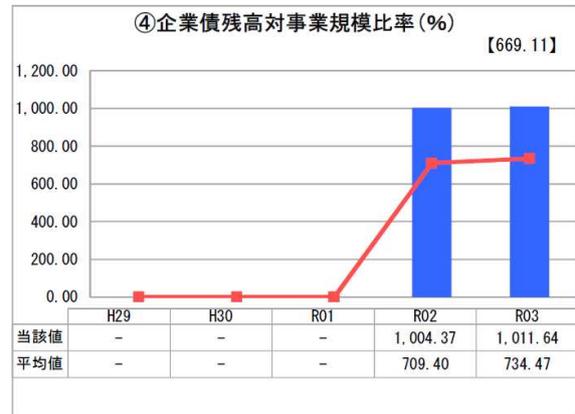
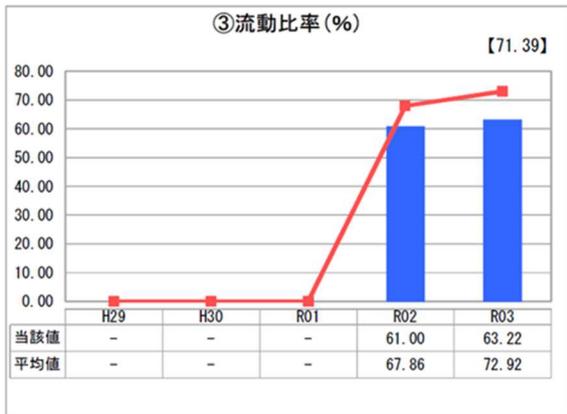
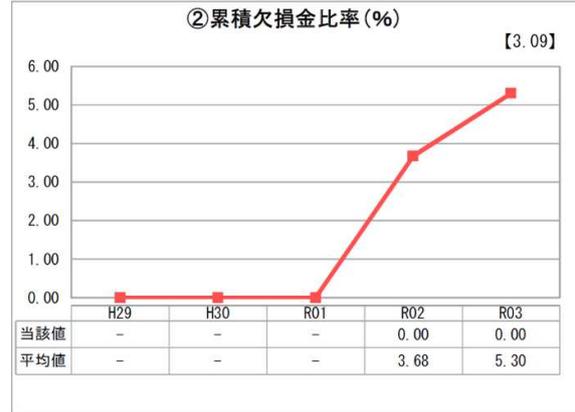
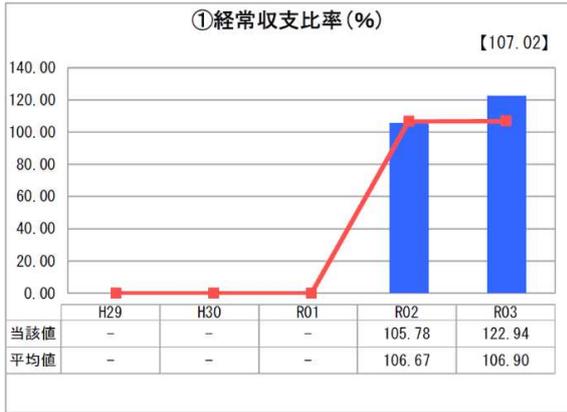
経費回収率は、類似団体平均を大きく下回っており、下水道使用料収入で*汚水処理費を賄っていません。下水道使用料改定を令和4年10月、令和7年4月に実施するため当該値の改善が見込まれますが、引き続き経費回収率改善に努めていきます。

⑥ *汚水処理原価 150.00円 (目指すべき方向性「↓」)

汚水処理原価は、全国平均、類似団体平均とともに上回っています。今後は維持管理費の削減や接続率向上による*有収水量増加の取組が必要です。

⑦ 水洗化率 93.84% (目指すべき方向性「↑」)

水洗化率は、類似団体の平均を下回っており、今後も、水質保全のために100%を目指し、戸別訪問等による普及推進活動に努めていきます。



グラフ凡例

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 【】 令和3年度全国平均

(イ) 老朽化の状況について

① ※有形固定資産減価償却率 6.87% (目指すべき方向性「↓」)

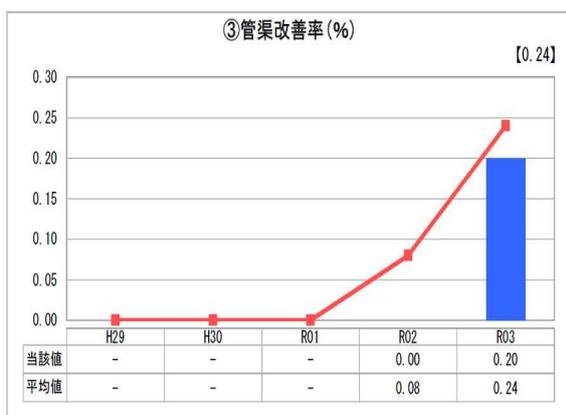
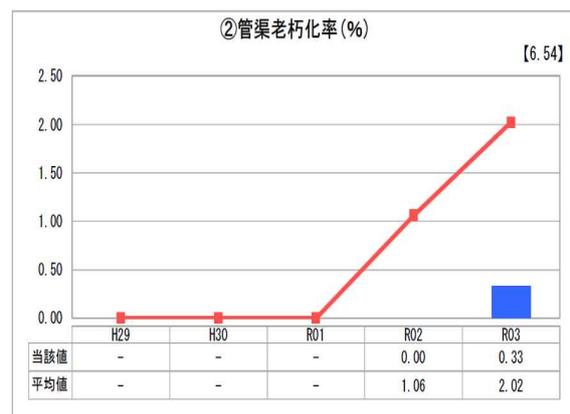
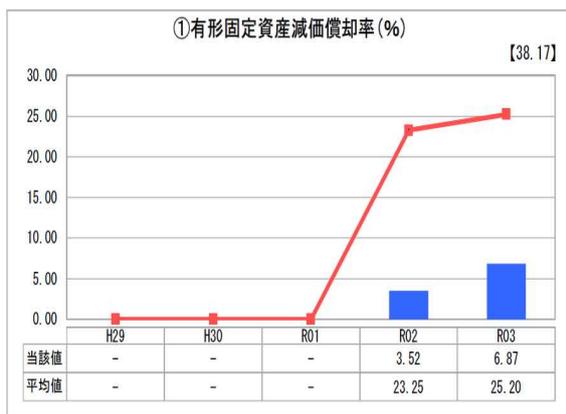
有形固定資産減価償却率は、全国平均、類似団体平均を下回っています。今後は施設の老朽化が進む中で計画的な更新を行う必要があります。

② ※管渠老朽化率 0.33% (目指すべき方向性「↓」)

管渠老朽化率は、全国平均、類似団体平均をともに下回っています。平成初期以降に多くの管渠を整備しており、法定耐用年数に迫る管渠は少数となっています。

③ ※管渠改善率 0.20% (目指すべき方向性「↑」)

管渠改善率は、全国平均、類似団体平均をともに下回っておりますが、老朽化した管渠が少ないことが一因にあります。しかし、いずれ一度に更新時期を迎えるため、令和元年度にストックマネジメント計画を策定しており、更新費用の平準化と費用捻出の方法を引き続き検討していきます。



(ウ) 全体総括

境川流域下水道として広域的な管理となっており、単独下水道はありません。経費回収率が低く、一般会計からの基準外繰入金に依存した厳しい経営状況が続いています。本市では、市街化区域の汚水整備が平成26年度に概ね完了し、今後は、雨水対策整備や老朽化対策の改築・更新に係る事業費が下水道事業全体に占める割合が大きくなる見込みです。

また、下水道事業を継続していくために、財源確保をしながら更新費用の平準化と企業債残高の減少を目指します。

令和元年度に経営戦略及びストックマネジメント計画を策定しており、費用の平準化や縮減を図っています。令和3年度には※経営・財務マネジメント強化事業を活用して下水道使用料について検討し、令和3年12月議会において、令和4年10月1日と、令和7年4月1日の2段階の下水道使用料改定を決定しました。

(2) 更なる検討比較（より経営環境の近い団体の独自抽出及び比較）

(ア) 独自抽出団体について

総務省では「処理区域内人口」「処理区域内人口密度」「供用開始後年数」の3項目により、類似団体を区分しており、本市は、「処理区域内人口：3万人以上10万人未満」「処理区域内人口密度：50人/ha以上75人/ha未満」「供用開始後年数：30年以上」に分類され、総務省による類似団体は63団体となっています（令和3年度決算）。

しかし、その中でも、人口規模や下水道普及率等の環境は著しく異なるものであり、より類似している団体を絞るために、「行政人口7万人以上の市」、「下水道普及率が大府市の前後2割の範囲内」及び「令和3年度末時点で地方公営企業法を適用」という条件をつけることで、より経営環境が近い28団体（独自抽出団体）を抽出することができ、その平均値を参考に、本市の状況や特徴を明確に把握することができます。

独自抽出団体（28団体）

・牛久市	・飯能市	・鴻巣市	・四街道市
・武蔵村山市	・綾瀬市	・三島市	・瀬戸市
・東海市	・知多市	・知立市	・尾張旭市
・日進市	・守山市	・亀岡市	・京田辺市
・河内長野市	・高砂市	・三田市	・大和郡山市
・橿原市	・生駒市	・香芝市	・筑紫野市
・太宰府市	・糸島市	・別府市	・宜野湾市



(イ) 独自抽出団体との比較分析

独自抽出団体と比較すると、本市の特徴として「流動比率」の低さと「企業債残高対事業規模比率」の高さ、「経費回収率」の低さ、「汚水処理原価」の高さが際立っており、要因としては、「使用料水準の低さ」と「企業債の借入超過」が挙げられます。

まず、「使用料水準の低さ」については、令和4年10月と令和7年4月の2段階の下水道使用料改定の決定に伴う使用料水準の引き上げにより、流動比率や経費回収率、汚水処理原価の改善が見込まれますが、改定後においても経費回収率は100%に達しないため、今後も適正な使用料水準を検討していく必要があります。

次に、「企業債の借入超過」については、平成26年度までの下水道整備における多額の企業債借入が、企業債残高及び毎年度の元利償還額の原因であり、現在の流動比率の低さや企業債残高対事業規模比率の高さに影響しています。

今後も、毎年度の償還額を超えない範囲での借入を継続することで企業債残高を減らし、また、国庫補助対象事業の精査による財源の確保や、ストックマネジメント計画による費用の平準化等を通じて経費を縮減することで、下水道事業の経営健全化に努めます。

独自抽出団体（28団体）比較表（令和3年度末）

指標	独自抽出 団体平均	大府市	目指すべき 方向性
経常収支比率（%）	109.12	122.94	↑
累積欠損金比率（%）	2.71	0.00	↓
流動比率（%）	108.47	63.22	↑
企業債残高対事業規模比率（%）	800.78	1,011.64	↓
経費回収率（%）	95.21	59.15	↑
汚水処理原価（円）	136.41	150.00	↓
水洗化率（%）	94.41	93.84	↑
有形固定資産減価償却率（%）	20.23	6.87	↓
管渠老朽化率（%）	2.21	0.33	↓
管渠改善率（%）	0.06	0.20	↑

第3章 経営の基本方針

第6次大府市総合計画に掲げる下水道事業に関する施策「計画的で包括的な治水対策の推進」及び「下水の適正処理による快適な生活空間の創出」の実現に向けて、計画期間において目標とする指標を定めます。また、その課題として次の4項目（「資産（モノ）」「人材（ヒト）」「財務（カネ）」「広報（情報）」）があることを認識し、経営主体として経営改善・改革に取り組みます。

表：計画期間において目標とする指標

指標	令和4年度末	令和15年度末
基準外繰入金	6.1億円	0.6億円
経費回収率	61.4%	80.0%
水洗化率	94.0%	96.0%



【資産(モノ)】

★改築・更新費用等の増大

↑↑

- ・地震対策(防災・減災、BCP)
- ・浸水対策(10年確率降雨)
- ・既存ストックの老朽化対策(ストックマネジメント計画)

【人材(ヒト)】

★職員の減少と年齢構成の変化

↑↑

- ・技術、ノウハウの承継(マニュアル化、定年延長制度等の活用、研修への参加等)
- ※少子高齢、人口減少社会に対応

【財務(カネ)】

★使用料収入の減少

↑↑

- ・経営基盤強化(接続率向上、滞納対策、適正な使用料水準の見直し)
- ・経営健全化(企業債充当率等の見直し)
- ※独立採算制に立脚した経営体制へ

【広報(情報)】

★下水道使用者の理解促進・情報共有

↑↑

- ・広報、広聴の充実(市公式ウェブサイト、イベント参加等)
- ・「見える化」の推進(経営分析、モニタリング結果の公表等)
- ※積極的な情報開示による説明責任

第4章 投資・財政計画（収支計画）

1 投資・財政計画（収支計画）の改定に当たっての説明

本市の現状と課題に対応するため、計画期間（令和6年度～15年度）における収支計画を改定し、基本方針で掲げた目標指標の達成を目指します。

（1） 投資的経費についての説明

汚水整備（未普及対策）については、平成26年度をもって概ね完了したため、今後は「地震対策」「浸水対策」「老朽化対策」の3事業を重点事業として行っていきます。

3事業については、計画的に実施するとともに、その財源についても、財政部局との調整を図りながら、国庫補助金、企業債等を適切に活用して行います。

一般会計からの基準外繰入金に過度に依存することなく、かつ、企業債の借入によって過度に将来世代への負担を先送りすることなく、費用・負担ともに削減及び平準化を図り、適切な投資を見極めていきます。

（ア） 地震対策に関する事項

平成7年兵庫県南部地震（阪神淡路大震災）を契機に、下水道施設の耐震設計手法が見直され（1997年版指針）、耐震設計の基本が整理されました。

全ての下水道*管路に対して、耐震対策指針に基づいた耐震性を確保することは理想ですが、それには膨大な時間と費用がかかります。

そのため、社会的影響（施設の規模、重要な施設への関わり等）を考慮して、下水道管路を緊急輸送道路等に埋設されている「重要な幹線等」と「その他の管路」に区分し、「重要な幹線等」に対して優先的に地震対策を行うことで、効率的かつ効果的な投資を行います。

表：耐震化等状況（令和5年3月末時点）

	耐震化率		「重要な幹線等」 の延長(km)	耐震性能が確保され ている延長(km)
重要な幹線等	92%	平成9年度以前	40.8	33.8
		平成10年度以降	42.6	42.6

※平成9年度以前に施工した管路 約7.0kmについては、耐震診断及び耐震化を実施します。

※平成10年度以降に施工した管路 約42.6kmについては、耐震性能が確保されています。



(イ) 浸水対策に関する事項

5年確率降雨（50 mm/hr）に対応した市街化区域の雨水整備が概ね完了しましたが、近年多発するゲリラ豪雨等に対応するため、今後は10年確率降雨（63 mm/hr）に対応した雨水整備を計画的に行います。

しかし、その財源全てが一般会計から賄われるものなので、財政部局との調整を図る必要があります。

(ウ) 老朽化対策に関する事項

令和元年度に策定したストックマネジメント計画をもとに、「雨水ポンプ場」「マンホールポンプ」、「管渠、マンホール」等の「点検・調査」及び「改築・更新」を計画的かつ平準化して行うことで、ライフサイクルコストの縮減を図ります。

※管路施設やポンプ場施設を標準耐用年数で単純更新した場合と比較し、今後10年間で約60億円の縮減効果があります。

表：計画期間内（令和6～15年度）の投資額

施策	内訳（汚水）	内訳（雨水）
地震対策	約0.27億円	
浸水対策	0円	約11.45億円
老朽化対策	約11.23億円	約22.23億円
未普及対策	約0.85億円	0円
※耐水対策	0円	約3.34億円

(2) 財政についての説明

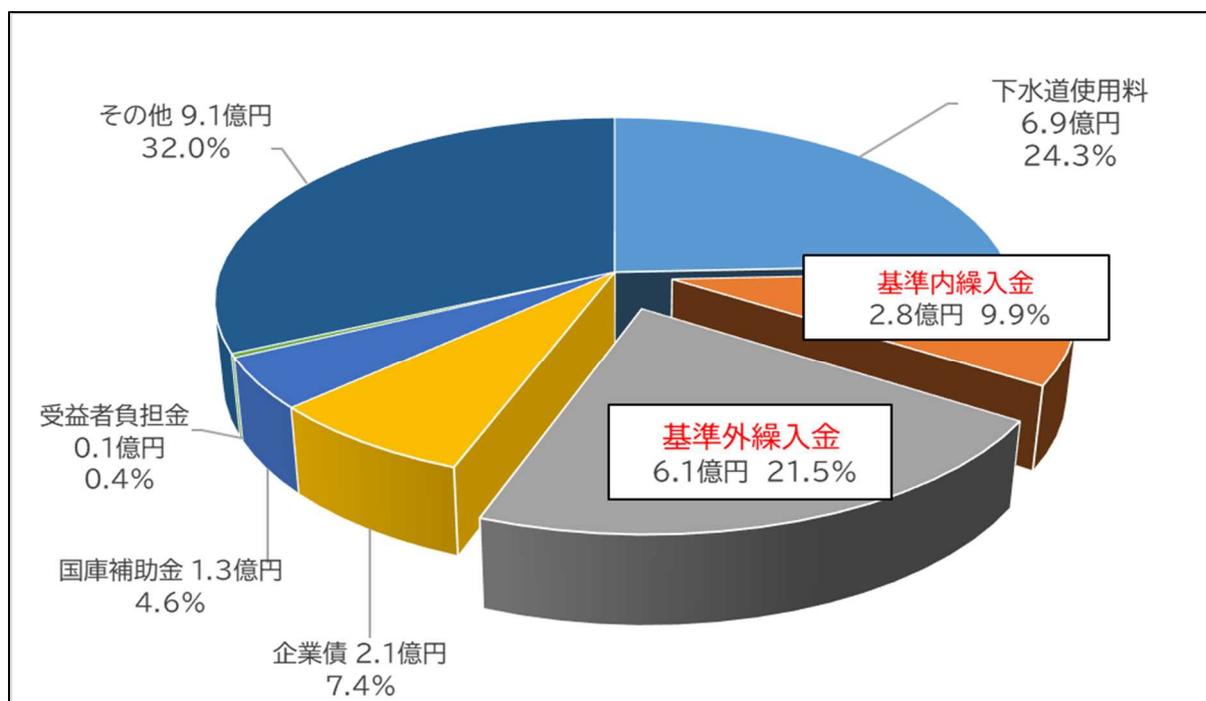
本市の下水道事業は、災害等の緊急時対応や、将来の改築・更新費用の増大に備えた資金が蓄えられておらず、汚水処理に係る毎年度の赤字分を一般会計からの基準外繰入金に頼っている状況です。

2段階の下水道使用料改定により、一時的な使用料収入の増加が見込まれます。しかし、物価高騰等の影響による多額の費用の増加も併せて見込まれるため、下水道使用料改定のみで基準外繰入金を削減しきることはできず、今後も厳しい経営状況が予想されます。

各事業において、国庫補助対象事業となるかを精査し、優先的かつ重点的に取り組むことで自主財源のみに頼ることなく事業の実施を図り、また、未接続家屋への接続推奨等による下水道使用料の増収を通じて、基準外繰入金に依存しない事業運営ができるようにします。

なお、雨水施設に係る費用については、国の基準に基づき、※基準内繰入金によって充てることを原則とします。

グラフ：令和4年度決算 収入（単年度）内訳

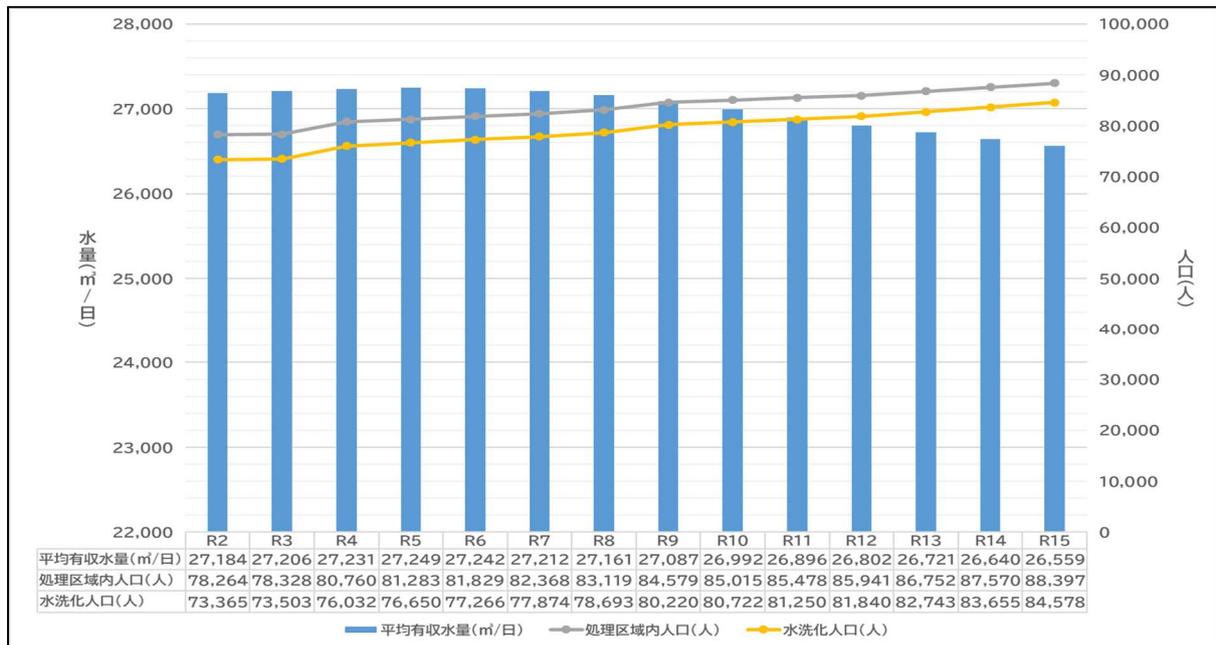


(ア) 使用料収入に関する事項

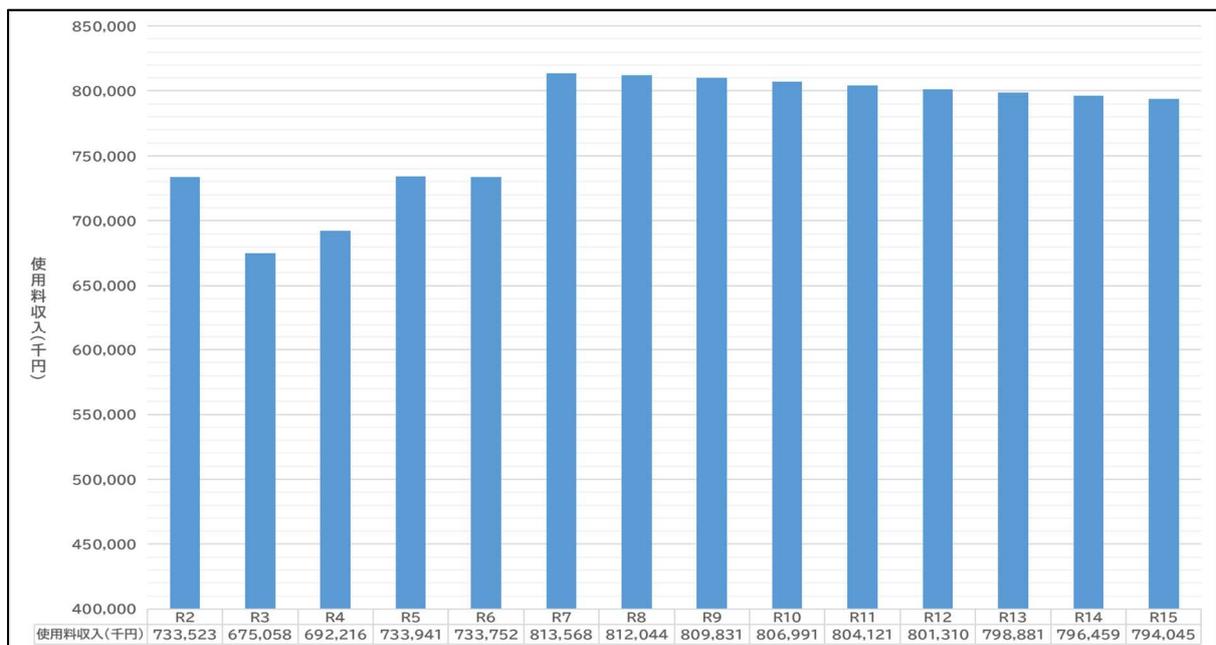
令和3年12月議会において、令和4年10月1日と、令和7年4月1日の2段階の下水道使用料改定を決定したことで、一時的な下水道使用料収入の増収が予測されますが、節水意識の向上などに伴う平均有収水量の減少を考慮すると、令和8年度以降の下水道使用料収入は減少していくことが見込まれます。

※大府市水道ビジョンの平均給水量 (m³/日) の伸び率を有収水量の伸び率とします。

グラフ：平均有収水量及び区域内人口、水洗化人口の見込み



グラフ：使用料収入等の見込み



(イ) 国庫補助金に関する事項

直近の動向を加味しつつ、国庫補助金を最大限活用することを前提としています。

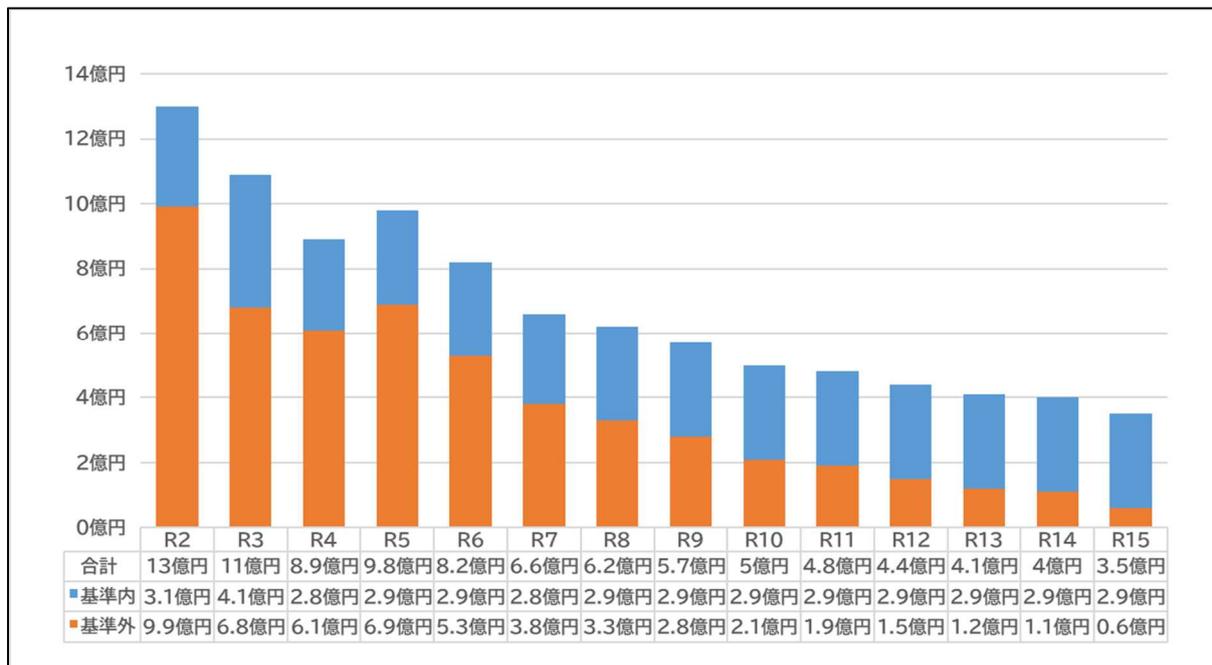
(ウ) 企業債に関する事項

各年度の資金状況や企業債対象事業を精査し、企業債残高が増加することのないよう借入を続けていくことを見込んでいます。また、借入期間及び方式は、借入期間30年、元金均等方式、据置期間1年とします。

(エ) 繰入金に関する事項

2段階の下水道使用料改定による下水道使用料収入の増収や今後の企業債残高の減少に伴う元利償還金の減少等を踏まえ、一般会計からの基準外繰入金の減額を見込んでいます。

グラフ：一般会計からの繰入金の見込み



(3) 投資的経費以外の経費についての説明

(ア) ※修繕費に関する事項

施設の老朽化は進行しますが、ストックマネジメント計画をもとに、施設を改築・更新することを加味し、修繕費は過去の実績に基づき積算します。

(イ) 企業債（元金）償還金に関する事項

これまでに発行した企業債の償還額に、今後発行を見込んでいる企業債の償還額を30年、据置1年で加算します。

(ウ) 支払利息に関する事項

これまでに発行した企業債の支払利息に、今後発行を見込んでいる企業債の利息を、償還30年、据置1年、年率1.2%で加算します。

(エ) 職員給与費に関する事項

定年延長制度等を加味し、現状維持（令和5年度予算）とします。

(オ) 委託費に関する事項

毎年度の委託業務に労務費の上昇を加味して積算します。

(カ) 流域下水道事業維持管理費等負担金に関する事項

処理区域内人口及び有収水量の推移を加味して積算します。

(キ) その他（燃料費、光熱水費等）に関する事項

近年の物価高騰を考慮して伸び率を加味して積算します。

2 投資・財政計画に未反映の取組や今後検討予定の取組

(1) 投資的経費についての取組

(ア) 広域化・共同化に関する取組

広域化・共同化については、他自治体との調整が必要不可欠であり、今回の計画には反映されていませんが、今後の検討課題です。

(イ) 民間活力の活用に関する取組（PPP／PFIなど）

今後の検討課題であり、PPP等を導入している自治体や国や県の動向を注視し、ウォーターPPP導入について検討を進めます。

(ウ) その他の取組

計画的に施設の点検・調査を実施し、状態に応じて修繕等の対応をすることで、施設の長寿命化を図ります。

改築・更新時に、既設管渠の管種変更（例えば、コンクリート管から塩化ビニル管へ）や工種変更（開削入替から管更生）等を行い、経費削減ができるかどうかを検討します。

(2) 財政についての取組

(ア) 下水道使用料収入増加の取組

下水道計画区域内における下水道未接続企業に対し、下水道への接続調整を進めることで、使用料収入の増加を図ります。

(イ) 資産活用による収入増加の取組

マンホール広告事業やマンホール蓋の販売、また、ポンプ場用地の一部や下水道施設を利用した広告の設置、太陽光発電設備の導入など、下水道事業の所管する資産を活用した、新たな財源確保方策を検討します。

(ウ) その他の取組

広報紙や市公式ウェブサイト、産業文化まつりなどのイベントを通してマンホールグッズの販売を推進します。

(3) 投資的経費以外に関する取組

(ア) 広域化・共同化に関する取組

境川流域全体で実施できる事務処理や、会計システム・下水道台帳管理等の事務処理について、他自治体との広域化・共同化を検討します。

(イ) 民間活力の活用に関する取組（包括的民間委託、指定管理者制度、PPP／PFIなど）

雨水ポンプ場やマンホールポンプ等の維持管理について、必要に応じて委託業務の適正化に努めます。

(ウ) 人材育成に関する取組

先輩職員からの技術継承に努めるほか、下水道事業全般に係る知識や技術に関する研修等に幅広く参加することで、専門的な知識・技術を持つ企業職員を育成します。

(エ) その他の取組

管路施設情報のオンライン閲覧等の下水道事業におけるDXの取組を推進します。

3 投資・財政計画（収支計画）

様式第2号（法適用企業・※収益的収支）

区 分		年 度					
		令和2年度 （決算）	令和3年度 （決算）	令和4年度 （決算）	令和5年度 （本年度）	令和6年度 （将来予測）	
収 益 的 収 入	1. 営業収益 (A)	904,516	864,118	849,040	891,398	889,976	
	(1) 下水道使用料	733,524	675,058	692,216	733,941	733,753	
	(2) 受託工事収益 (B)	0	0	0	0	0	
	(3) 雨水処理負担金	168,214	186,046	153,748	154,209	152,975	
	(4) その他	2,778	3,014	3,076	3,248	3,248	
	2. 営業外収益	974,324	1,366,247	1,253,162	989,242	1,072,666	
	(1) 補助金	388,944	536,539	448,444	186,513	274,900	
	他会計補助金	388,944	533,939	448,444	186,513	263,900	
	国庫補助金	0	2,600	0	0	11,000	
	(2) 長期前受金戻入	579,320	823,851	798,977	797,152	792,241	
	(3) その他	6,060	5,857	5,741	5,577	5,525	
	収入計 (C)	1,878,840	2,230,365	2,102,202	1,880,640	1,962,642	
	収 益 的 支 出	1. 営業費用	1,631,068	1,642,743	1,546,667	1,631,507	1,632,719
		(1) 職員給与と 基本給	74,661	78,508	76,032	74,228	74,228
		退職給付費	34,957	37,210	37,342	35,537	35,537
		その他	0	0	0	0	0
		(2) 経費	449,892	493,191	423,075	517,829	525,283
		動力費	2,225	2,258	3,127	7,909	9,491
		修繕費	6,993	5,255	10,156	7,977	8,127
委託料		77,242	92,024	77,895	85,216	118,349	
流域下水道維持 管理負担金		340,634	342,941	311,346	369,235	338,722	
その他		22,798	50,713	20,551	47,492	50,594	
(3) 減価償却費		1,106,515	1,071,044	1,047,560	1,039,450	1,033,208	
2. 営業外費用		209,339	203,502	174,694	160,900	145,525	
(1) 支払利息		203,887	182,656	163,050	148,899	133,524	
(2) その他		5,452	20,846	11,644	12,001	12,001	
支出計 (D)		1,840,407	1,846,245	1,721,361	1,792,407	1,778,244	
経常損益 (C)-(D) (E)		38,433	384,120	380,841	88,233	184,398	
特別利益 (F)		0	3	98,424	4	4	
特別損失 (G)		32,657	252	100	546	546	
特別損益 (F)-(G) (H)		△ 32,657	△ 249	98,324	△ 542	△ 542	
当年度純利益（又は純損失）(E)+(H)	5,776	383,871	479,165	87,691	183,856		
繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)	0	5,772	0	0	0		
流 動 資 産 (J)	562,940	656,672	762,059	681,742	711,468		
	うち未収金	126,889	128,633	148,226	132,604	139,935	
流 動 負 債 (K)	1,070,467	1,038,728	1,106,895	1,152,580	1,143,473		
	うち建設改良費分	901,447	893,944	874,518	910,612	903,417	
	うち一時借入金	0	0	0	0	0	
	うち未払金	157,949	133,853	221,062	230,186	184,295	
累積欠損金比率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)							
地方財政法施行令第15条第1項により算定した 資金の不足額 (L)							
営業収益－受託工事収益 (A)-(B) (M)		904,516	864,118	849,040	891,398	889,976	
地方財政法による 資金不足の比率 ((L)/(M)×100)							
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額 (N)							
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額 (O)							
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模 (P)							
健全化法第22条により算定した 資金不足比率 ((N)/(P)×100)							

様式第2号（法適用企業・※資本的収支）

区 分		年 度					
		令和2年度 （決算）	令和3年度 （決算）	令和4年度 （決算）	令和5年度 （本年度）	令和6年度 （将来予測）	
資 本 的 収 入	資 本 的 収 入	1. 企 業 債	133,200	143,400	206,600	388,700	288,455
		うち資本費平準化債	0	0	0	100,000	0
		2. 他 会 計 出 資 金	200,000	0	0	611,799	375,866
		3. 他 会 計 補 助 金	542,842	370,015	287,808	27,479	27,259
		4. 他 会 計 負 担 金	0	0	0	0	0
		5. 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0
		6. 国（都道府県）補助金	15,600	137,000	134,000	128,000	71,000
		7. 固定資産売却代金	0	0	0	1	0
		8. 工 事 負 担 金	42,164	0	9,240	60,360	0
		9. 受 益 者 負 担 金	6,170	7,269	1,960	8,084	101
	10. そ の 他	0	0	0	0	0	
	計 (A)	939,976	657,684	639,608	1,224,423	762,681	
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	0	0	0	0	0	
	純 計 (A)-(B) (C)	939,976	657,684	639,608	1,224,423	762,681	
支 出	資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	271,247	369,547	466,798	639,278	403,125
		うち職員給与費	15,373	14,767	14,529	26,875	26,875
		2. 企 業 債 償 還 金	895,488	901,447	893,944	874,518	829,298
		3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金	0	0	0	0	0
		4. 他 会 計 へ の 支 出 金	0	0	0	0	0
		5. そ の 他	241	0	0	21,536	186
計 (D)	1,166,976	1,270,994	1,360,742	1,535,332	1,232,609		
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)		227,000	613,310	721,134	310,909	469,928	
補 填 財 源	補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	227,000	345,840	291,148	0	181,903
		2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	0	0	389,647	0	0
		3. 繰 越 工 事 資 金	0	0	0	0	0
		4. そ の 他	0	267,470	40,339	310,909	288,025
		計 (F)	227,000	613,310	721,134	310,909	469,928
補填財源不足額 (E)-(F)		0	0	0	0	0	
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)							
企 業 債 残 高 (H)		10,511,728	9,753,681	9,066,337	8,623,119	8,082,277	

○他会計繰入金

区 分		年 度				
		令和2年度 （決算）	令和3年度 （決算）	令和4年度 （決算）	令和5年度 （本年度）	令和6年度 （将来予測）
収 益 的 収 支 分	収 益 的 収 支 分	625,173	759,430	637,450	340,722	416,875
	うち基準内繰入金	254,645	388,643	270,393	261,771	259,677
	うち基準外繰入金	370,528	370,787	367,057	78,951	157,198
資 本 的 収 支 分	資 本 的 収 支 分	674,827	330,570	252,550	639,278	403,125
	うち基準内繰入金	50,411	23,993	17,992	27,479	27,259
	うち基準外繰入金	624,416	306,577	234,558	611,799	375,866
合 計		1,300,000	1,090,000	890,000	980,000	820,000

(単位:千円)

令和7年度 (将来予測)	令和8年度 (将来予測)	令和9年度 (将来予測)	令和10年度 (将来予測)	令和11年度 (将来予測)	令和12年度 (将来予測)	令和13年度 (将来予測)	令和14年度 (将来予測)	令和15年度 (将来予測)
539,280	366,641	231,897	317,848	354,078	491,397	437,027	354,638	433,167
0	0	0	0	0	0	0	0	0
375,933	333,945	282,801	213,088	193,662	153,662	121,371	110,216	59,057
26,986	27,175	27,284	27,257	27,202	27,202	27,420	27,529	27,640
0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0
153,000	107,500	84,555	114,092	128,192	191,469	167,859	135,319	166,434
0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0
101	101	101	101	101	101	101	101	101
0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,095,300	835,362	626,638	672,386	703,235	863,831	753,778	627,803	686,399
0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,095,300	835,362	626,638	672,386	703,235	863,831	753,778	627,803	686,399
733,936	514,776	370,839	471,325	522,063	735,460	657,479	557,700	652,453
26,875	26,875	26,875	26,875	26,875	26,875	26,875	26,875	26,875
814,693	759,693	689,824	649,746	641,059	603,036	571,636	530,261	505,389
0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0
186	186	186	186	186	186	186	186	186
1,548,815	1,274,655	1,060,849	1,121,257	1,163,308	1,338,682	1,229,301	1,088,147	1,158,028
453,515	439,293	434,211	448,871	460,073	474,851	475,523	460,344	471,629
253,620	288,810	274,589	283,134	288,443	300,483	302,042	283,717	297,568
0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0
199,895	150,483	159,622	165,737	171,630	174,368	173,481	176,627	174,061
453,515	439,293	434,211	448,871	460,073	474,851	475,523	460,344	471,629
0	0	0	0	0	0	0	0	0
7,806,863	7,413,811	6,955,885	6,623,987	6,337,006	6,225,367	6,090,758	5,915,135	5,842,914

(単位:千円)

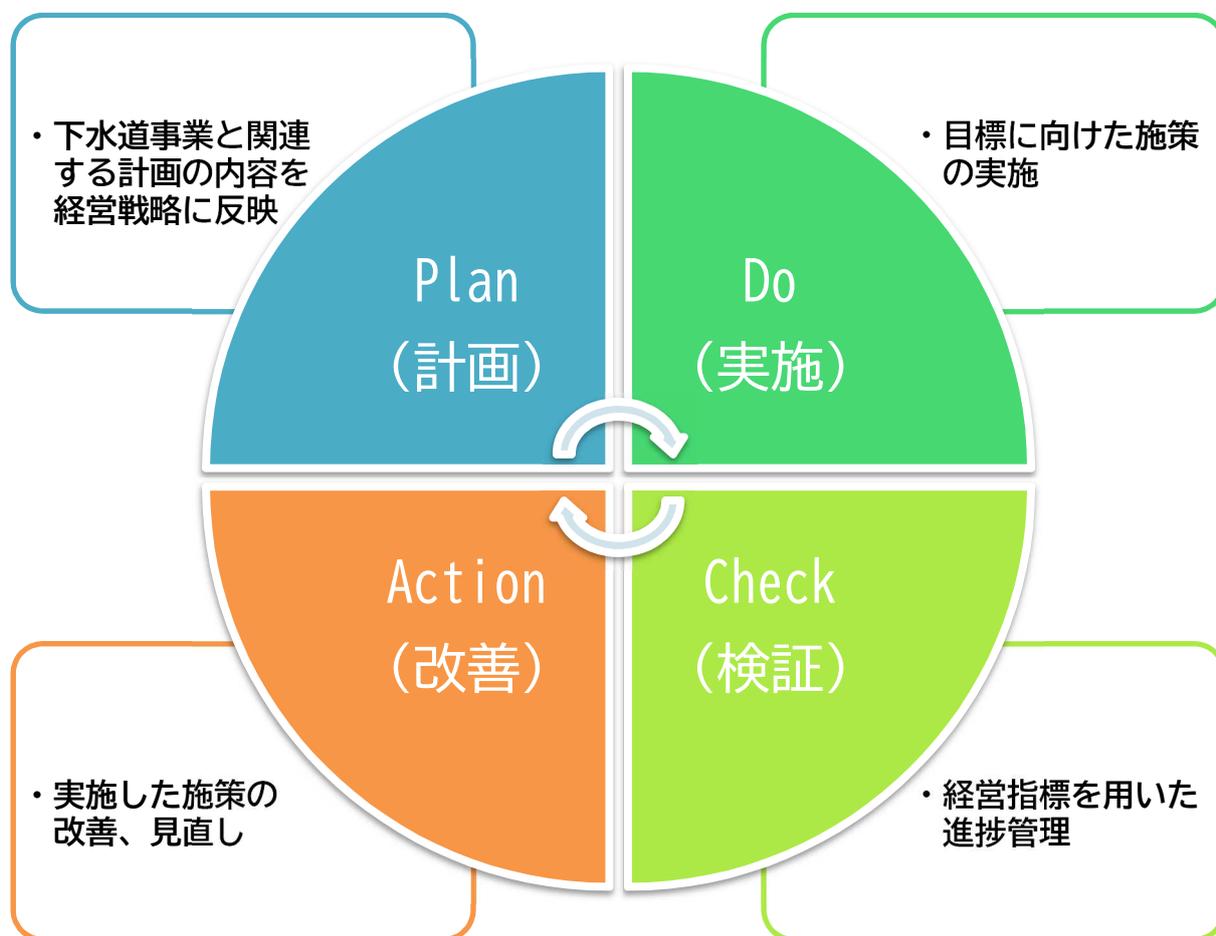
令和7年度 (将来予測)	令和8年度 (将来予測)	令和9年度 (将来予測)	令和10年度 (将来予測)	令和11年度 (将来予測)	令和12年度 (将来予測)	令和13年度 (将来予測)	令和14年度 (将来予測)	令和15年度 (将来予測)
257,081	258,880	259,915	259,655	259,136	259,136	261,209	262,255	263,303
257,081	258,880	259,915	259,655	259,136	259,136	261,209	262,255	263,303
0	0	0	0	0	0	0	0	0
402,919	361,120	310,085	240,345	220,864	180,864	148,791	137,745	86,697
26,986	27,175	27,284	27,257	27,202	27,202	27,420	27,529	27,640
375,933	333,945	282,801	213,088	193,662	153,662	121,371	110,216	59,057
660,000	620,000	570,000	500,000	480,000	440,000	410,000	400,000	350,000

第5章 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

令和6年度から令和15年度までの10年間を計画期間とし、毎年度、経営指標（基準外繰入金、経費回収率、水洗化率）を活用して、進捗管理（モニタリング）を実施し、見直し（ローリング）については、原則5年ごとに行うこととします。

また、実態と計画との乖離の発生原因、影響等を分析、検証した上で、モニタリング結果を毎年度市公式ウェブサイト等で公表します。

次期計画においては、毎年度のモニタリング結果をもとに、今後の下水道事業の経営健全化に必要な施策（下水道使用料水準の見直し、新たな財源確保方策の検討、ストックマネジメント計画に基づく投資の平準化など）を反映します。



用語集

《あ行》	
維持管理費	日常の下水道施設の維持管理に要する経費で、ポンプ場等の電気代などの動力費、補修費、委託費などとそれに係る人件費等によって構成される費用。
一般会計	主に税を財源として、国や地方公共団体の基本活動を行うために必要な歳入、歳出を経理する会計。
ウォーターPPP	水道、下水道、工業用水道分野において、公共施設等運営事業（コンセッション方式）に加え、コンセッション方式に段階的に移行するための官民連携方式として、新たに「管理・更新一体マネジメント方式」を含めたもの。第19回民間資金等活用事業推進会議（令和5年6月2日）において、「PPP/PFI推進アクションプラン（令和5年度改定版）」が決定され、新たに位置付けられた。
汚水	工場排水や生活排水のこと。
汚水処理原価	有収水量1m ³ あたりの汚水処理に要した費用であり、汚水維持管理費（管渠費、ポンプ場費、処理場費、その他）と汚水資本費（汚水に係る企業債利息及び減価償却費）の両方を含めた汚水処理に係るコストを表した指標。
汚水処理費	下水道の管理に要する経費のうち、汚水に係る経費。汚水維持管理費（管渠費、ポンプ場費、処理場費、その他）と汚水資本費（汚水に係る企業債利息及び減価償却費）に分けられる。
《か行》	
改築	既存の施設の取替や、施設の一部を活かしつつ部分的に新しくし、所定の耐用年数を新たに確保すること。
管渠（かんきょ）	管路施設のうち、主にマンホールとマンホールの間を結ぶ地中埋設管などのこと。
管渠改善率	当該年度に更新した管渠延長の割合を表した指標で、管渠の更新ペースや状況を把握するもの。
管渠老朽化率	法定耐用年数を超える管渠の割合から、管渠の老朽化度合いを判断する指標。
管路	管渠、マンホール、枿（ます）、取付け管等の総称。

企業債	地方公営企業（例：大府市下水道事業）が施設の建設・改良等に要する資金に充てるために国などから調達する長期の借入金。
企業債残高対事業規模比率	使用料収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表した指標。
基準外繰入金	一般会計からの繰入金のうち、総務省の定める基準に基づかないもの。（本来は使用料収入で賄うべきもの）
基準内繰入金	一般会計からの繰入金のうち、総務省の定める基準に基づくもの。（一般会計（税金）で負担すべきもの）
基本計画	下水道の全体像を明示した計画。
基本使用料	汚水量の有無に係わりなく、使用者に均一に賦課する使用料設定。
供用開始	下水道法に定める用語で、公共下水道が使用可能になったことを意味する。
経営・財務マネジメント強化事業	地方公共団体の経営・財務マネジメントを強化し、財政運営の質の向上を図るため、団体の状況や要請に応じてアドバイザーを派遣する総務省と地方公共団体金融機構の共同事業。
経常収支比率	当該年度において、使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表した指標。
下水道接続人口	供用開始区域内人口のうち、実際に下水道に接続して汚水进行处理している人口。
下水道普及率	行政人口に対して下水道が利用できる人口の割合。下水道の整備状況を表した指標の一つ
下水道BCP	災害時に行政自らも被災し、人、物、情報、ライフライン等利用できる資源が限られる状況下において、優先的に実施すべき業務を特定するとともに、それらの業務に着手する目標時間や継続するために必要な資源の確保・配分についての必要な措置、執行体制や対応手順をあらかじめ定め、行政機能の継続性の確保と早期の機能回復を図ることを目的とした計画。英語の頭文字（Business Continuity Plan）を取り、BCPと呼ばれている。

広域化・共同化	人口減少などに伴う料金収入の減少や更新需要の増などを踏まえ、公営企業としてサービスの継続的な提供を行うために、汚水処理施設の統合や汚泥処理の共同化、維持管理業務・事務の共同化などを行うこと。
公営企業	水の供給や公共輸送の確保、医療の提供、下水の処理など、地域住民の生活や地域の発展に不可欠なサービスの継続的な提供する様々な事業活動を行うために地方公共団体が経営する企業活動の総称。
公共下水道	主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道のこと。設置・管理は、原則として市町村が行う。
更新	改築のうち、対象施設の全部の再建設あるいは取り替えを行うこと。（対象施設の一部を取り替えることは修繕又は長寿命化という）
《さ行》	
最適化	①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること（処理区の統廃合を含む。）、③施設の統廃合（処理区の統廃合を伴わない。）を指す。
境川流域関連大府市公共下水道事業計画	基本計画に定められた施設のうち、5～7年先までに実施する予定の施設の配置などを定める計画。
境川・猿渡川流域水害対策計画	境川・猿渡川流域において、特定都市河川浸水被害対策法に基づき、流域の治水安全度の早急かつ確実な向上を図るため、平成26年（2014年）3月に愛知県と本市を含む流域関連10市2町で策定した計画。
財務適用（一部適用）	地方公営企業法の規定の一部（財務に関する規定）のみを適用すること。
市街化区域	都市計画法に規定されている都市計画の内容の一つで「既に市街地を形成している区域又はおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域」のこと。
事業認可	公共下水道又は流域下水道を設置しようとする際、あらかじめその管理者が事業計画を作り、国土交通省大臣、又は都道府県知事の認可を受けること。

資本的収支（＝4条予算）	<p>将来の経営活動に備えて行う建設改良及びそれに係る企業債償還金等の支出とその財源となる収入をいう。</p> <p>支出の効果が翌事業年度以降に及び、将来の収益に対応するものである。</p> <p>地方公営企業法施行規則別表5の予算書様式第4条に規定されていることから、「4条予算」という。</p>
社会資本	<p>道路、河川の堤防、港湾、空港などや学校、病院、住宅、下水道など間接的に生産活動を支え、わたしたちの生活の基盤となる、公共性を持った施設のこと。</p>
社会資本整備総合交付金等の交付要件や重点配分対象要件	<p>下水道経営の健全化に向けて、国土交通省は、以下の3点を社会資本整備総合交付金の交付要件及び重点配分対象の要件とした。</p> <p>①公営企業会計を適用済の地方公共団体において、少なくとも5年に1回の頻度で、下水道使用料の改定の必要性に関する検証を行い、経費回収率の向上に向けたロードマップを策定し、国土交通省に提出すること。</p> <p>②経費回収率の向上に向けたロードマップに定めた業績目標を達成しなかった場合、汚水について重点配分対象としない。</p> <p>③供用開始後30年以上経過しているにも関わらず、使用料が150円/m³未満であり、かつ経費回収率が80%未満であり、かつ15年以上使用料改定を行っていない団体については、令和7年度以降、汚水について重点配分の対象としない。</p>
収益的収支（＝3条予算）	<p>1事業年度の企業の経営活動に伴い発生が予定される全ての収益とそれに対応する全ての費用をいう。地方公営企業法施行規則別表5の予算書様式第3条に規定されていることから、「3条予算」という。</p>
修繕	<p>施設の機能が維持されるよう部分的に補強、取り替え等により修復すること。</p>
重要な幹線等	<p>幹線管路、河川・軌道の横断管路、緊急輸送道路下の埋設管路、避難所・防災拠点施設からの管路、災害時要援護福祉避難所からの管路のことを指す。</p>
従量使用料	<p>汚水量が多くなるほど使用料単価が高くなる逦増性の使用料設定。</p>
処理区域	<p>公共下水道が整備されている区域。</p>

処理場	下水を各種基準に適合する水質まで処理し、河川、湖沼又は海へ放流するために設ける施設。
浸水	ものが水に浸かったり、家などに水が入り込んでくること。
水洗化率	処理区域内人口のうち、実際に下水道に接続して汚水処理している人口の割合を表した指標。
ストックマネジメント計画	長期的視点で下水道施設全体の今後の老朽化の進捗状況を考慮し、リスク評価等による優先順位付けを行ったうえで、施設の点検・調査、修繕・改築を実施し、施設全体を対象とした施設管理を最適化することを目的として策定した計画。
全部適用	地方公営企業法の規定の全部を適用すること。
生産年齢人口	国内の生産活動を中心になって支える 15～64 歳の人口のこと。(参考：RESAS-地域経済分析システム)
総務省から令和7年度までの実施を要請	<p>「経営戦略」の改定推進について(令和4年1月25日付総務省自治財政局公営企業三課室長通知)において、3～5年内の見直しと令和7年度までの改定実施が要請された。また、経営戦略の投資・財政計画に盛り込む事項として示されたのが以下の4点。</p> <p>①今後の人口減少等を加味した料金収入の的確な反映</p> <p>②減価償却率や耐用年数等に基づく施設の老朽化を踏まえた将来における所要の更新費用の的確な反映</p> <p>③物価上昇等を反映した維持管理費、委託費、動力費等の上昇傾向等の的確な反映</p> <p>④①②③等を反映した上での収支を維持する上で必要となる経営改革(料金改定、広域化、民間活用・効率化、事業廃止等)の検討</p>
《た行》	
耐震化	地震による被害を最小限にとどめるための対策のこと。発災前及び発災後の対策に分けることができる。
耐水対策	河川氾濫などの災害時においても、一定の下水道機能を確保し、下水道施設への被害による社会的影響を最小限に抑制するための対策のこと。

第6次大府市総合計画	大府市の総合的かつ長期的な行政運営の指針。将来のまちづくりの在り方やまちの姿について、市民、団体、市が共有すべき目標を示し、また、それを具現化するために必要な施策を体系的に定めたもの。
単独公共下水道	一つの市町村区域内で下水を集める管渠と終末処理場を持っているもの。
調整池	下水道の排水区域から流入する雨水を一時貯留し、下流の河川などの施設の負担を均一化するための施設。
都市計画	都市における生産、居住などの諸機能を定められた目標まで高めるため、道路、鉄道、上下水道等の都市施設を総合的に計画すること。
都市計画決定	都市計画法の規定により、下水道施設（公共下水道、流域下水道、都市下水路）の名称、位置、区域、及び排水区域を都市計画に定めること。
土地・施設等利用	土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組（単純な売却は除く）。
《な行》	
二部使用料制	基本使用料に従量使用料を加えて徴収する使用料体系のこと。
農業集落排水	農業集落におけるし尿・生活雑排水等の汚水、汚泥又は雨水を処理する施設のこと。
《は行》	
P F I	PFI 法に基づき、公共施設等の設計・建設・維持管理・運営等を、民間の資金や経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。PFI は、PPP の代表的な手法の一つ。
P P P	公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的な使用や行政の効率化等を図ること。
分流式	汚水と雨水を別々の管渠で排除する方式。
《ま行》	
マンホールポンプ	自然流下で流すことのできない場所からの生活排水をくみ上げて送るポンプ設備。

《や行》	
有収水量	処理した汚水のうち、不明水を除いた使用料徴収の対象となる水量。
有形固定資産	土地、建物、構築物、機械装置、車両運搬具、工具、器具及び備品等の有体物のこと。
有形固定資産減価償却率	有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表した指標で、資産の老朽化度合いを示したもの。
《ら行》	
流域関連公共下水道	市町村区域内の下水を集める管渠を設置し、終末処理場を持たず、下水を流域下水道の幹線に流入させるもの。
流域下水道	二つ以上の市町村区域の下水を排除又は処理するもの。設置・管理は、原則として都道府県が行う。
流動資産	現預金、未収金などのように販売過程を経ないで容易に現金化されるものであり、短期負債の償還に充てることができるもの。
流動比率	短期的な債務に対する支払能力を表した指標。
流動負債	負債のうち、事業の通常取引において1年以内に償還しなければならない短期の債務。
累積欠損金比率	営業収益に対する累積欠損金（営業活動により生じた損失で、前年度からの繰越利益剰余金等でも補填できず、複数年度にわたって累積した欠損金のこと）の状況を表した指標。

大府市下水道事業経営戦略

令和6年度～令和15年度版

令和6年3月改定
大府市下水道事業

お問い合わせ先

水と緑の部水道経営課

〒474-8701

愛知県大府市中央町五丁目 70 番地

T E L 0562-45-6238

F A X 0562-45-5185